

4月から 市営住宅の制度が変わります

市では、4月からの公営住宅法施行令の一部改正に伴い、市営住宅に入居できる収入条件や入居後の家賃制度を見直します。これから市営住宅に入居を希望する方や既に入居している皆さんに制度の概要をお知らせします。

《申込み・問合せ》 建築住宅課住宅管理係 ☎21-9018

公営住宅法改正の目的

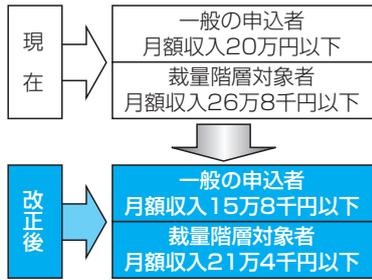
この改正は、住宅困窮度の高い方に対し、よりの確に住宅を提供することが目的です。

市営住宅

●入居収入基準の見直し

改正後の入居収入基準(図1)を超える方は、4月以降、

図1 入居収入基準の見直し



申込みができなくなります。

※裁量階層対象者：高齢者世帯・障害者世帯・就学前児童のいる世帯など

※月額収入：例えば、給与所得の場合、所得証明書に記載の給与所得控除後の「給与所得額」から「世帯の構成に応じた額」を控除した額を月額換算したもの

●家賃制度の見直し

家賃を算定する家賃算定基礎額と規模係数が変更になりますので、図2のとおり月額収入が10万4千円以下の世帯では、家賃負担額は増加しますが、10万4千円を超える世帯では、家賃負担額が増加します。



図2 家賃制度の見直し

	収入階層 I	II. III. IV	V. VI. VII. VIII	VIII
現在	月額収入 ~12万3千円	月額収入 ~20万円	月額収入 ~39万7千円	
改正後	~10万4千円	~15万8千円	~31万7千円	
	家賃変更なし		家賃負担の増	高額所得者

[参考]

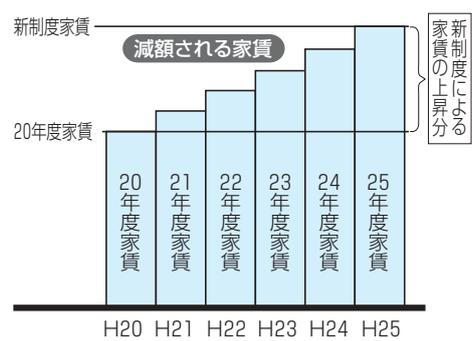
家賃=①家賃算定基礎額×②規模係数×③市町村立地係数×④経過年数係数×⑤利便性係数

●経過措置

既に市営住宅に入居している方で、制度改正後の家賃が平成20年度家賃を上回る場合は、急激な負担増を避けるため、図3のとおり5年間で新家賃制度へ移行することになります。

なお、収入超過者、高額所得者の収入基準も、平成26年3月31日までの5年間は改正前の基準となります。

図3 激変緩和措置のイメージ



市営住宅・県営住宅の再申込みと新規申込みを受け付けます



申込期間
4月6日(月)
~24日(金)

既に市営住宅および県営住宅の申込みをしている方は、5月10日で申込みの効力を失います。引き続き、入居希望の方は、前記の申込期間内に再申込みをしてください。

また、同時に新規の方の申込みも受け付けます。

▽受付時間 平日の午前8時30分~午後5時30分

▽申込場所 建築住宅課住宅管理係または各総合支所地域整備課

▽入居資格・添付書類

次の要件をすべて満たす方
①現に同居し、または同居しようとする親族がある方。

ただし、誕生日が昭和32年4月1日以前の方や障害者などは、条件により単身入居可能：入居希望者全員の住民票

②入居者および同居者の合計収入が基準内である方

・一般世帯 月収15万8千円以下：所得証明

・裁量階層 月収21万4千円以下：所得証明

③現に住宅に困窮しているのが明らかかな方

④市税等を滞納していない方
：納税証明(所定用紙。申込み時に配布)

⑤入居者が暴力団員などでない方：誓約書(所定用紙。申込み時に配布)

⑥連帯保証人を準備できる方

※県営住宅は、申込書のみ提出で、添付書類は必要ありません。

▽その他 募集要項は、3月23日(月)から建築住宅課住

宅管理係または各総合支所
地域整備課で配布します。

公開抽選会

前記の申込みをした方の、
空家住宅の当選者を決定する
ため、次のとおり公開抽選を
行います。なお、併せて待機
者（補欠者）の順位も決定し
ます。

▽抽選会の参加要件 4月6
日(月)～24日(金)に申込み
し、受理した方に限ります。

▽公開抽選日 5月10日(日)
【市営住宅】午前10時～
【県営住宅】午前11時30分～

▽抽選会場 豊岡市民プラザ
市民活動室C・D

▽持ち物 申込み時に交付す
る「申込受理確認証」

▽託児 託児（1歳半～就学
未満）があります。希望の
方は、4月24日(金)までに
申し込みください。

特定公共賃貸住宅 (但東地域)の 入居者を募集します

この住宅は、中堅所得者の
ための公営住宅です。希望の

方は、4月1日
以降に申し込み
ください。先着
順で住宅を案内
します。



▽入居資格 市営住宅の申込
み基準と同様で、②の入居
者所得基準が月収15万8千
円以上48万7千円以下の方

〈特定公共賃貸住宅(但東地域)空家と入居者負担額〉(平成21年2月27日現在)

住宅名	規格 (床面積)	空家	所得基準と入居者負担額		
			158,000円以上 259,000円以下	259,000円超 350,000円以下	350,000円超
久畑二ノ宮	3LDK (100.9㎡)	3戸	60,000円	65,000円	100,000円
中山向町	3LDK (98.9㎡)	5戸	60,000円	65,000円	100,000円
小谷	2LDK (60.7㎡)	1戸	38,000円	43,000円	60,000円
赤野	3DK (76.0㎡)	1戸	49,000円	55,000円	70,000円

水道の漏水に 注意ください

宅地内の水道管や蛇口など

は、その建物の所有者や使用
者が管理しなければなりません。
日ごろから、点検や管理に
心がけ、漏水(水漏れ)などが
起きないように注意ください。

●漏水していませんか？

漏水しているかどうかを調
べるには、家庭内の蛇口を全
部止め、水道
メーターを確認
します。パイ
ロットマークが
回っているとき
は、漏水してい
る可能性があります。



▲パイロットマーク

●漏水に気づいたら

早めに指定工事店(市が指
定した給水装置工事業者)
に修理を依頼ください。

なお、漏水箇所や修理内容
によっては、上下水道料金の
軽減を受けることができます
ので、申請ください。

●軽減の対象は

①地中、床下など目に見えない
場所の漏水(蛇口や水洗ト

イレなどの漏水は対象外)

②適正な管理にもかかわらず
発生した破損などによる漏
水

③指定工事店による修理を完
了していること

④漏水箇所の修理完了後、6
カ月以内の申請であること
※給湯器、温水器、受水槽な
どの器具の故障による漏水
は対象になりません。

●いくら軽減されるの？

①料金は、最大3カ月分軽減
します。

②水道料金は、漏水したと認
められる水量の2分の1に
係る料金を軽減します。

③下水道料金は、漏水したと
認められる水量に係る料金
を軽減します。

●申請の手続きは
上下水道料金の軽減を受け
るには、申請書を提出する必
要がありますので、指定工事
店に相談ください。

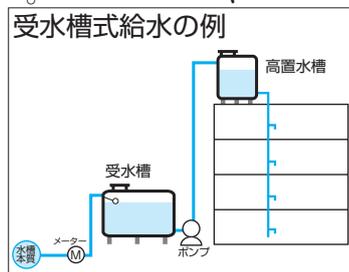
《問合せ》企業総務課

☎22-53377 または水道
課 ☎22-53379

受水槽の管理は どなたがしますか

●受水槽の管理は誰がするの？

建物の所有者や管理者が行
うことになっています。管理
が不十分な場合、水や水槽が
汚れて、安心して水を飲むこ
とができ
なくなりま
すので、
衛生管
理を十
分に行
ってください。



●適正な管理

有効容量が10立方メートル
を超える受水槽は、水道法で
管理が義務付けられています。
10立方メートル以下の受水槽
は、法の規制は受けませんが、
市給水条例に従って、適正な
管理をしてください。

○水槽の清掃：少なくとも1
年に1回

○施設の点検：定期的に水槽
のふたの施錠、亀裂の有無、
防虫網の設置などの点検

《問合せ》水道課
☎22-53379